

○新潟県中東福祉事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例

昭和 39 年 12 月 28 日組合条例第 6 号

改正

昭和 52 年 9 月 27 日組合条例第 4 号

昭和 61 年 8 月 30 日組合条例第 2 号

平成 24 年 3 月 6 日組合条例第 9 号

(目的)

第 1 条 組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関しては、この条例の定めるところによる。

(議会の議決に付すべき契約)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 1 項第 5 号の規定により、議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格 9 千万円以上の工事又は製造の請負とする。

(議会の議決に付すべき財産の取得又は処分)

第 3 条 地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得又は処分は、予定価格 2 千万円以上の不動産又は不動産の買入れ又は売払い(土地については 1 件 5 千平方メートル以上のものに係るものに限る。)とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 52 年 9 月 27 日組合条例第 4 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 61 年 8 月 30 日組合条例第 2 号)

この条例は、昭和 61 年 9 月 1 日から施行する。

附 則(平成 24 年 3 月 6 日組合条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。